

随意契約理由書

件名	一番町住宅1～3号棟耐震改修工事
契約の相手方	株式会社 須貝工務店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本住宅は平成17年度に行った耐震診断で耐震性の不足が判明し、速やかに本工事を完了する必要がある。本工事については、事後審査型一般競争入札に付し、令和元年11月1日に開札を行ったが、応札者なく入札中止となった。その後、予定価格を公表し、入札参加条件を準地元まで広げたうえで、再度、事後審査型制限付一般競争入札に付したが、令和2年3月23日に、全者辞退のため入札中止となった為、上記請負人と随意契約する。</p> <p>なお、上記業者は、平成29年度に本住宅の別棟の耐震補強工事を行った業者である。建築一般のBランクであり、神戸市発注工事の実績を数多く有しており、施工成績は優秀である。市営住宅の耐震補強工事の施工実績も多く有しており、本工事に適切な業者であるため、上記請負人を契約の相手方とする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 住宅建設課 建築係 (電話番号 078-595-6525)